

年金記録訂正請求に係る答申について

九州地方年金記録訂正審議会
平成30年6月25日答申分

○答申の概要

(1) 年金記録の訂正の必要があるとするもの	1件
厚生年金保険関係	1件
(2) 年金記録の訂正を不要としたもの	0件

厚生局受付番号 : 九州 (受) 第 1700498 号
厚生局事案番号 : 九州 (厚) 第 1800017 号

第 1 結論

請求者の A 社 B 支社における厚生年金保険被保険者資格の喪失年月日を昭和 56 年 3 月 31 日から同年 4 月 1 日に訂正し、同年 3 月の標準報酬月額を 12 万 6,000 円とすることが必要である。

昭和 56 年 3 月 31 日から同年 4 月 1 日までの期間については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律第 1 条第 5 項の規定により、保険給付の計算の基礎となる被保険者期間として記録することが必要である。

事業主は、請求者に係る昭和 56 年 3 月の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第 2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 33 年生
住 所 :

2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : 昭和 56 年 3 月 31 日から同年 4 月 1 日まで

昭和 52 年 4 月 1 日に A 社へ入社し、昭和 56 年 4 月 1 日に同社 B 支社から同社 C 支社へ転勤となり、継続して勤務していた。

しかし、A 社 B 支社において、厚生年金保険被保険者資格の喪失年月日を昭和 56 年 4 月 1 日とすべきところ、同年 3 月 31 日となっている。

よって資格喪失年月日を昭和 56 年 4 月 1 日に訂正し、本来の年金額が受領できるようにしてほしい。

第 3 判断の理由

雇用保険被保険者記録、A 社が提出した請求者に係る人事記録及び同社の回答により、請求者は、請求期間において、A 社 B 支社に継続して勤務し、昭和 56 年 4 月 1 日に同社 C 支社に異動し、同年 3 月の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたものと推認できる。

また、請求期間の標準報酬月額については、請求者の A 社 B 支社に係る昭和 56 年 2 月の厚生年金保険の記録から、12 万 6,000 円とすることが妥当である。

なお、事業主が請求者に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、A 社の事業主は、昭和 56 年 3 月 31 日から同年 4 月 1 日までの期間について、請求者の健康保険厚生年金保険被保険者資格喪失届を社会保険事務所（当時）に対し提出したか否か、また、厚生年金保険料を納付したか否かについては不明と回答しているが、同年 3 月 31 日から同年 4 月 1 日までの期間について、事業主が資格喪失年月日を同年 4 月 1 日として届け出たにもかかわらず、社会保険事務所がこれを同年 3 月 31 日と誤って記録したとは考え難いことから、事業主から同年 3 月 31 日を資格喪失年月日として健康保険厚生年金保険被保険者資格喪失届が提出され、その結果、社会保険事務所は請求者の同年 3 月に係る厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後納入される

べき厚生年金保険料に充当した場合又は厚生年金保険料を還付した場合を含む。)、事業主は、当該期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。